いて同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によって算定した額

算式

$A \times 0.75 + B$

算式の符号

［略］

B　令和４年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の 100 分の 75 に相当する額

ロ　令和五年改正前の省令第三十七条の四の二の額

三　令和五年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

四　令和五年改正前の省令附則第十九条の二第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

2　令和五年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和五年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九八〇」とあるのは、「川崎市にあっては〇・三一七、その他の指定都市にあっては〇・九八〇」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［略］

［2～5　略］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.3 \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E) \times 0.582$ 0.2 × A、0.1 × B、0.3 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによって算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ

いて同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によって算定した額

算式

$A \times 0.75 + B$

算式の符号

［同左］

B　令和３年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の 100 分の 75 に相当する額

ロ　令和四年改正前の省令第三十七条の四の二の額

三　令和四年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

［新設］

2　令和四年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和四年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九八三」とあるのは、「川崎市にあっては三・一七四、その他の指定都市にあっては〇・九八三」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［同上］

［2～5　同上］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.3 \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E) \times 0.588$ 0.2 × A、0.1 × B、0.3 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによって算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ